

第2回男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会 議事要旨

1 日時

令和2年3月2日（月）15:00～17:00

2 場所

中央合同庁舎8号館 8階特別中会議室

3 出席者

委員：

浅野幸子座長（減災と男女共同参画研修推進センター 代表）
宇田川真之委員（東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 特任助教）
神原咲子委員（高知県立大学看護学部 教授）
木須八重子委員（全国女性会館協議会 常務理事）
鈴木秀洋委員（日本大学危機管理学部 准教授）
萩原なつ子委員（立教大学大学院 教授）

内閣府：

今井絵理子大臣政務官
男女共同参画局長
大臣官房審議官（男女共同参画）
男女共同参画局総務課長
男女共同参画局総務課企画官
男女共同参画局総務課課長補佐（地域担当）
男女共同参画局総務課専門官

オブザーバー：

内閣府政策統括官（防災担当）
復興庁
総務省消防庁

4 議題

- （1）今井大臣政務官挨拶
- （2）ヒアリング調査結果概要
- （3）検討会報告骨格案
- （4）閉会

5 主な発言

議題（1）今井大臣政務官挨拶

- 女性の視点からの防災の取組は大変重要な課題であるが、まだまだ十分に浸透しているとはいえない。
- 更に徹底、充実させていくためには、地方公共団体にとってシンプルで分かりやすいことが重要。また、国においては、地方公共団体の取組を効果的に促すことができるよう、関係省庁や機関・団体が連携して継続して周知徹底を図ることが重要。
- 現在、第5次男女共同参画基本計画の検討も進めており、この検討会の議論をしっかりと反映したいと考える。

議題（２）ヒアリング調査結果概要

- 男女共同参画部局と危機管理部局がうまく連携している地方公共団体と、そうでない地方公共団体の差が大きい。
- 災害対策本部会議は部局長が中心となるが、会議の下に男女共同参画主管課や男女共同参画センターが位置付けられ、上手く連携している事例がある。
- 男女共同参画部局は、災害対応の一連の業務の中で、自分たちがどのような役割を果たしているかわからないということが感じ取れた。
- 九州北部豪雨では、福岡県や熊本県で男女共同参画センターが活躍していたが、多くの地域で男女共同参画センターが災害時の役割を担えることが認識されていない。
- 男女共同参画部局や男女共同参画センターについて地域防災計画への記載や位置付けがあることで、現場で動きやすくなり、網の目の支援につながる。男女共同参画条例に災害に関する記述を入れることも考えられる。
- 「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」という全国女性会館協議会のシステムは、熊本地震や西日本豪雨において支援実績がある。全国女性会館協議会に加盟していないと利用できないこと、協議会加盟館全てがシステムを活用できているわけではないこと等の課題もあるが、このネットワークが広範に活用できないか検討中である。
- 首長の男女共同参画の視点への理解が重要である。
- 地方公共団体が委嘱している男女共同参画推進員の活用も考えられる。
- 今の取組指針は抽象的に書かれており、現場でこれを見て何かできるわけではないとの反応があった。

議題（３）検討会報告骨格案

- 国の災害対策本部における内閣府男女共同参画局の位置付けや役割をはっきりさせることが、都道府県や市町村の取組を促すために必要である。男女共同参画の視点からの災害対応に関して省庁横断的な観点から発信をすることで、地方公共団体もその必要性が分かる。
- 「災害対策本部の設置」については、絶対に男女共同参画部局の席を作るという強いメッセージを伝えることが必要である。
- 内閣府が、災害時に男女共同参画の専門家をプッシュ型で派遣するのは、効果的である。
- 男女共同参画センターについては、災害時の業務の範囲や内容をあらかじめ明確化しておくことなどが必要である。
- 応援職員派遣について、女性を積極的に派遣すると方向性を国が示すことの意義は大きい。支援者の安全確保についても記述すべきである。
- 取組主体を書く時には、「地方公共団体」とまとめて記載するのではなく、「都道府県」、「市区町村」と分けて書いたほうが効果的である。
- 取組指針を地方公共団体へ周知する際には、内閣府防災と内閣府男女共同参画局などの関係省庁が連名で、男女共同参画部局と防災・危機管理部局の両方に周知することは必須である。周知の工夫として、周知のチェックリストを合わせて送り、返送してもらうことも考えられる。
- 「災害対応に携わる者への支援」については、医療従事者や介護職などのケア職についても記載いただきたい。支援に関わる女性たちの支援をどうするか、特に育児介護を抱える女性をどう支援するかを示すべきである。

以上